

幼保連携型認定こども園（ひまわり子ども園）の確認について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
(抜粋) (平成十八年法律第七十七号)

**(設置等の届出)**

第十六条 市町村（指定都市等を除く。以下この条及び次条第五項において同じ。）（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（同条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

**(設置等の認可)**

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならぬ。

**子ども・子育て支援法**

(抜粋) (平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

**(特定教育・保育施設の確認)**

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、  
市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限り。以下

「特定教育・保育」という。) を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。) に要した費用について、施設型給付費を支給する。

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### 3 省略

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4～5 省略



幼保連携型認定こども園設置認可に係る施設概要

参考（県資料抜粋）

1 名称、種類、施設所在地等

フリガナ	ヒマワリホイクエン ひまわり保育園	施設所在地	種類				
			保育所	幼保	保型	幼型	地裁型
フリガナ	(ワ)ヒマワリフクシカイ	経営主体所在地	白井市折立618-10				
経営主体名	(福)ひまわり福祉会		白井市折立618-10				
フリガナ	トミザワ ヒロシ						経営主体
経営主体担当者氏名	富澤 博						新設
							既設

2 定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号							3
2・3号	6	12	14	14	14	14	74
合計	6	12	14	15	15	15	77

※認定こども園の場合
学級数 3

3 建物、規模及び構造等

整備方式	自主整備	交付金補助金	<input checked="" type="radio"/>	保育所（定員60人）の敷地内全改築					
整備方法	新築	増築	<input checked="" type="radio"/>	増改築	<input checked="" type="radio"/>	改築	<input type="checkbox"/>	改修等（賃貸）	<input type="checkbox"/>
敷地	面積 1,384.09m <sup>2</sup>	うち自己所有	906.71m <sup>2</sup>	うち借用	477.38m <sup>2</sup>				
	借用期間 R1.6 ~ R31.5		30	年	賃料 25,000 円/月	契約相手方 富澤 喜喜			
建物	建築面積 452.97m <sup>2</sup>	延床面積 685.88m <sup>2</sup>		年	賃料 25,000 円/月	契約相手方 富澤 喜喜	自己所有・借用	自己所有	
構造	鉄骨造	建物耐火性能	耐火構造	準耐火（イ）	その他				
階数	2階 建て	併設施設ある場合記入 (学童クラブ、老人福祉施設等)							
	建ての階部分)※賃貸の場合								
	屋外遊戯場	(有)	644.77 m <sup>2</sup>	無	公園等の名称を記載		m <sup>2</sup>	徒歩(子ども)	分

※屋上を屋外遊戯場とする場合は、面積の欄に「屋上遊戯場」と面積と合わせて記載すること。

## 審議施設概要

参考（県資料抜粋）

市町村名	白井市	施設名	ひまわりこども園
------	-----	-----	----------

### (1)認可定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	施設計
6人	12人	14人	15人	15人	15人	71人

### (2)確認項目及び事務局所見

確認項目		確認内容	事務局所見
設備	保育室等	乳児室又はほふく室	2室
		保育室又は遊戯室	4室
	屋外遊戯場	自園	有
		代替地(公園等)	基準面積を満たしている
職員	施設長	保育業務の経験年数	17年
		施設長の経験年数	15年
	保育士	必要数	8人
		確保済み数	12人
		確保見込数	12人
	調理員	必要数	2人
		確保済み数	3人
		確保見込数	3人
周辺環境	送迎	最寄駅からの距離	3.5km
		主たる交通手段	自動車
		送迎用駐車場	15台分
	近隣住民への説明方法	説明会	未実施
		ポスティング	実施

### (3)その他特記事項

当法人は、昭和53年4月にひまわり保育園を開設して以来、市の保育需要の受け入れに貢献してきたところであるが、当整備計画も特に待機児童の多い1-2歳児の定員を拡大したうえで、建て替えを行うものであり、待機児童解消に効果のある計画となっている。

また、旧耐震基準で建てたられた建築物であり、耐震診断の実施等による安全性の確認が課題となっていたが、当整備により解消される。

以上のように市の待機児童対策に即した計画であること、児童の安全性を確保するために必要な建て替えである。





